

令和7年度 第2回周南市地域自立支援協議会

日時 令和8年3月12日(木) 10時~12時

場所 周南市役所 多目的室(本庁舎1階)

1 開会あいさつ

2 議 事

(1) 相談支援会議及び各部会の報告

① 相談支援会議

② 就労部会

③ こども部会

④ 地域生活支援拠点機能充実プロジェクト

(2) 「令和7年度障害者の福祉を考える集い」開催報告

(3) 意見交換

(4) その他

【開催目的】

個別事例の事例検討を通じて、市全体の地域課題を抽出する

【目的達成のための目標】

- ・相談支援専門員が、支援における情報収集の質を高めることができる
- ・相談支援専門員が、個別事例の課題を整理することができる
- ・相談支援専門員が、課題解決のための具体的な支援内容をイメージすることができる
- ・相談支援専門員が、個別課題から地域課題を抽出することができる
- ・市障害者支援課が、相談支援専門員から気軽に相談を受けることができる
- ・市障害者支援課が、相談支援専門員のケアマネジメントスキルを把握することができる

【参加機関】

総合相談支援センターぱれっと、地域生活支援センターウイング、
相談支援センター拓未、相談支援センターかのがくえん、
相談支援センターつくし園、五月あけぼの相談支援事業所、
きかん車、相談支援センターアイリス、相談支援センターしょうせい苑、
障害者就業・生活支援センターワークス周南、市障害者支援課

【協議内容】

| 開催回数 | 月日 | 抽出された課題 |
|------|--------|--|
| 第1回 | 4月15日 | ※事例検討は延期 |
| 第2回 | 6月17日 | |
| 第3回 | 8月19日 | ・市内の圏域に関わらず、相談支援体制の強化を図る必要がある。 |
| 第4回 | 10月21日 | ・分野制度を超えた、スムーズな支援連携のシステムを作る必要がある。 |
| 第5回 | 12月16日 | ・障害福祉サービスに拘らない、障害者やその家族が利用しやすい社会資源を創出する必要がある。 |
| 第6回 | 2月17日 | ・一般企業と就労継続支援事業所が交流できる場を設置する必要がある。 ・若い世代のための福祉教育を推進する必要がある。 ・障害者の家族が、親亡き後問題を自分事として捉える必要がある。 |

【会議での主な内容】

- (1) 障害福祉分野における制度やサービス変更、各部会の動きなどの近況報告
- (2) 事例検討による個別課題と支援方針の検討および地域課題の抽出
- (3) 相談支援事業所同士での悩み相談会、事務連絡など

【令和8年度の変更点】

- ・地域課題の調査研究

令和7年度の相談支援会議で抽出された地域課題の中から課題を選定し、課題解決のための調査研究に取り組み、施策化提案の具体的な手法を見出す。

- ・構成委員の変更

委員の構成を、委託相談支援事業所に所属する相談支援専門員とする。尚、計画相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センターが参加する事例検討の場を基幹相談支援センターが実施する定例会へ移行する。

令和7年度 周南市自立支援協議会 就労部会 報告書

【開催目的】

障害者就労に関する課題解決を検討する場を設置する

【目的達成のための目標】

- ・相談支援会議で抽出された地域課題を把握する
- ・部員間で、日頃の業務で感じている就労に関する困りごとを共有する
- ・相談支援会議で抽出された地域課題を踏まえ、障害者就労の地域課題を定義する
- ・定義された障害者就労の地域課題を運営会議に報告する
- ・障害者就労の地域課題に対して具体的な課題解決方法を実施する
- ・課題解決方法の実施後評価を行い、運営会議に報告する

(1) 参加機関

障害者就業・生活支援センター（以下「ナカポツ」）、公共職業安定所、総合支援学校、手をつなぐ育成会、就労継続支援B型事業所、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、市障害者支援課、相談支援事業所（R7年度から追加）

(2) 令和7年度の主な協議内容

- ・年間を通じた協議により、ナカポツの体制面の課題、関係機関との役割分担や連携タイミングの課題、企業や就労に関するリアルな情報共有の必要性等を、部会全体で共通認識した。
- ・就労選択支援の研修会開催や部会での進捗共有を通じ、新制度への理解促進を図った。

| 開催回数 | 月日 | 協議した内容 |
|------|-----------|---|
| 第1回 | R7. 5. 14 | (1) 令和6年度の議事から引き続き、ナカポツの立ち位置の再認識・理解を行い、ナカポツの機能を関係機関に周知するための方法を検討。 (2) 令和7年10月から開始される就労選択支援のサービスについて円滑に運用を始めていくためのプロジェクト（就労選択プロジェクト）を部会の中で結成。 |
| 第2回 | R7. 9. 25 | (1) ナカポツが感じる課題と、他機関がナカポツに感じる課題（連携不足等）について意見交換。 (2) 就労選択支援研修会の報告と、各学校の準備状況を共有。 |
| 第3回 | R8. 1. 15 | (1) ナカポツの人材不足等の体制面の課題や連携のタイミングの課題、保護者や本人の認識に関する課題について協議。 (2) 学校や保護者の立場から、早期からのナカポツの関与や、「企業の求める人材像」といったリアルな情報提供の重要性について認識を共有。 |

【就労選択プロジェクトについて】

(1) 参加機関

就労選択支援事業所、総合支援学校、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、市障害者支援課

(1) 協議内容

| | | |
|-----|-----------|--|
| 第1回 | R7. 6. 24 | 制度理解のため、就労選択支援についての研修会を周南圏域開催することが決定。研修内容、実施方法について協議。 |
| 第2回 | R7. 7. 9 | 就労選択支援研修会実施。 |
| 第3回 | R8. 2. 3 | 周南圏域での就労選択支援の実施方法や共通のアセスメントツールの検討など含めて、次年度以降も継続して検討する。 |

【地域における調査研究について】 就労部会場で情報提供あり。

周南公立大学福祉情報学部（井上教授チーム）と株式会社ふらねっと協働による障害者の一般就労をより活性化する「IPSモデル（働きながら訓練する手法）」の調査研究されており、今後、研究結果に基づき、周南圏域への政策提言が予定されている。

【令和8年度の予定】

・ナカポツと関係機関との連携強化

部会時にナカポツから、就労動向と学校等関係機関との連携実績（関与のタイミング、情報共有の方法等）を受け再確認する。

・企業・保護者等への効果的な情報提供のあり方を検討

ナカポツやハローワークが持つ「企業の求める人材像」や「障害者雇用の実情」を、学校・保護者・本人へ効果的に伝える方法を検討する。

・他市の事例（就労継続支援事業所合同見学会、企業参加型部会等）を参考に、具体的な企画を検討する。

・就労選択支援への対応

他機関協力のもと就労能力に関してのアセスメントを行い、本人・家族への情報提供を行うことで、本人の能力や適性にあった選択ができる円滑な制度活用維持のため、周南圏域の関係機関と情報共有や勉強会の開催を継続する。

【開催目的】

- (1) 障害児についての就学前後に関わる関係機関の顔の見える関係づくり
- (2) 発達障害に関する支援の取り組みの情報共有
- (3) 子どもや保護者からの各種相談を受ける立場から、地域課題の抽出、整理
- (4) 相談支援会議で抽出された地域課題の検討

【目的達成のための目標】

- ・ 障害児に関する関係機関が、他の機関と連携していくために、それぞれの役割を知る。
- ・ 障害児に関する関係機関が、障害児を抱える家庭の課題を整理することができる。
- ・ 児童発達支援センターが、地域の中核的な支援施設として、児童発達支援事業所等と密接な連携を図れるような仕組みを作ることができる。

【参加機関】

児童発達支援センター鼓ヶ浦つばさ園、相談支援センター拓未、総合相談支援センターぱれっと、相談支援事業所きかん車、周南市スクールソーシャルワーカー、特別支援教育サブセンター校徳山小学校地域コーディネーター、市学校教育課、市障害者支援課

【主な協議内容】

2つのグループに分かれて内容の検討を行った。

- (1) 学校と福祉の連携について
学校教育課主催の研修会に参加し、福祉との連携をテーマに講演を実施。
- (2) 地域の障害児通所事業所の現状把握について
市内の児童発達支援事業所情報交換会の実施。

【年間スケジュール】

| 開催回数 及び月日 | 内 容 | |
|--------------|---|---|
| | (1) 学校と福祉の連携 | (2) 地域の障害児通所支援事業所の現状把握 |
| 第1回 5月8日 | ・ 学校に福祉の理解を深めるための方法を検討し、学校教育課主催の研修会に参加し、障害福祉に関する講演をすることになった。 | ・ 前年度アンケート結果より、児童発達支援事業所情報交換会の内容について検討 |
| | ・ 6月19日、6月23日打合せ アンケート及び校長会資料の検討 ・ 7月3日：中学校校長会、7月8日：小学校校長会に参加し、研修概要を事前に周知。 ・ 8月22日：学校教育課主催の研修会に参加し、障害福祉サービスの概要 | ・ 6月23日：児童発達支援事業所情報交換会の開催 児童発達支援センター機能の紹介、事業所の困りごと、他事業所の支援方針・手法を共有 |

| | | |
|---------------|---|---|
| | や相談支援専門員及び児童発達支援センターの役割、こどもの発達支援体制整備事業について説明。 | |
| 第2回 11月25日 | <ul style="list-style-type: none"> ・研修会アンケート結果から今後の方向性を検討。 ・児童クラブの現状について生涯学習課より報告（特性があるが放課後等デイサービスに繋がっていない児がいる等、児童クラブでの困り感あり） | <ul style="list-style-type: none"> ・市内の児童発達支援所情報交換会の振り返りと今後の方向性を検討。事業所での困りごと（児童への関わり方、保護者に向けた周知方法等）は、児童発達支援センター業務の一環として、情報交換会や研修会など話し合える場の設定を行っていくこととした。 |
| 第3回 2月19日 | 今年度の振り返りと来年度の内容を検討 | 今年度の振り返りと来年度の内容を検討 |

【令和8年度の予定】

(1) 学校と福祉の連携について

- ・今年度の学校教育課主催の研修会で説明した事業について、実際の活用事例を報告し、今後の活用を促す。
- ・児童クラブにおける困りごとを把握し、児童クラブ職員を対象とした研修の実施について検討する。

(2) 地域の障害児通所支援事業所の現状把握

- ・保育園、幼稚園、（および市保健師）の困りごとを把握することで、今年度検討した事業所側の課題との解決のマッチングを試みる。

【報告】令和7年度 地域生活支援拠点機能充実プロジェクト

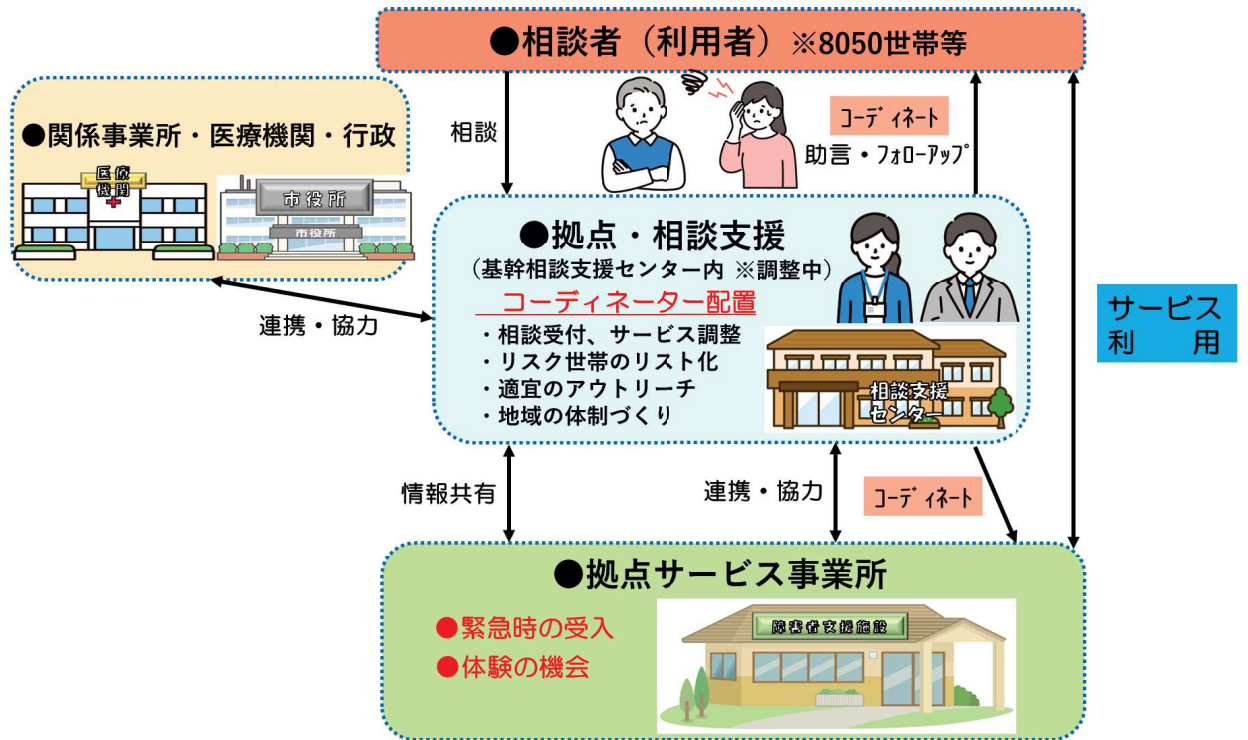
1 今年度協議事項及び今後のスケジュール

| 協議等の時期 | 実施事項等 |
|----------------------------------|---|
| 令和7年5月12日 第4回拠点プロジェクト | <ul style="list-style-type: none"> ・拠点体制実行案の確定版の整理 →実際の実施事項を盛り込んだ案を固めた。 →親の会（当事者）からの意見を案に可能な限り反映。 |
| 令和7年5～7月 事務局調整 | <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトでの協議内容を取り入れた実行案の作成 ・相談及び施設入所事業所との調整 →事業所訪問等の実施による、事業所調整。 |
| 令和7年8月 周南市地域自立支援協議会（1回目） | <ul style="list-style-type: none"> ・拠点体制の実行案の報告 →協議会からのご意見了承を得ておく必要あり。 |
| 令和7年8～12月 事務局調整 | <ul style="list-style-type: none"> ・拠点関係の要綱素案、機能充実のための細部の調整 ・拠点関係予算要求に向けた内部調整 |
| 令和8年1月16日 第5回拠点プロジェクト | <ul style="list-style-type: none"> ・拠点運用について、実施内容、体制等の詳細を協議。 ・実施における、課題等の洗い出し。 |
| 令和8年3月12日 周南市地域自立支援協議会（2回目） | <ul style="list-style-type: none"> ・拠点運用の詳細について報告 →意見、指摘等をいただき、反映、修正の調整。 |
| 令和8年3月(予定) 事業所説明会 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所説明会の実施による実施体制等の周知、拠点事業所登録の要請。 ※相談支援事業所への説明会は、令和8年度に実施。 |
| 令和8年6～8月 第6回拠点プロジェクト | <ul style="list-style-type: none"> ・拠点運用の最終調整。 ・市民、実施機関、関係機関への、拠点実施に向けた周知の検討。※パンフレット、チラシ等の作成協議。 |
| 令和8年10月 機能充実を実現した 拠点サービス開始 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年10月からの機能充実開始に向けて、各種調整、要綱整備、事業所及び市民への周知を実施する。 |

2 機能充実を図った拠点の実施体制等

- (1) 拠点実施体制 面的整備 ※各拠点登録事業所がそれぞれの機能を担う方式
各機能は、原則、市委託事業として市内事業所が提供。
- (2) 拠点相談設置事業所 基幹相談支援センター（予定）
- (3) 機能充実開始時期 令和8年10月1日（予定）

●地域生活支援拠点イメージ図



3 機能充実を図った拠点の実施内容（案）

(1) 拠点相談

| 項目 | 実施内容 |
|------|--|
| 相談受付 | <p><基本業務、受付時間等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害に係る生活上の相談の受付、助言、コーディネート等。特に、8050 問題等、現在及び近い将来の生活不安等に関するもの。 ・受付時間は、祝日、年末年始等を除く、月～金曜の9：00～16：30（実施予定事業所の業務時間） <p>→ただし、業務時間外の緊急時等への対応も行うこととし、専用携帯電話による連絡手段を確保する。</p> <p><拠点相談固有の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点相談においては、現在リスクが顕在化していないケースであっても、その情報を把握・管理する。 ・他事業所との連携関係により、他事業所で把握したリスク世帯の情報を収集する仕組みを構築し、その情報を把握・管理する。 |

| | |
|---------|--|
| アウトリーチ | <p><基本業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点相談及び他事業所経由で把握したリスク世帯の情報をリスト化する。 ・把握した世帯に対し、別に定める期間毎に状況把握の連絡をとる。 ・リスク世帯の状況に応じて、拠点サービス及び計画相談への引き継ぎ等のコーディネートを行う。 |
| コーディネート | <p><基本業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク世帯が円滑に拠点サービス、障害福祉サービス等が利用可能となるようコーディネートを行う。 ・原則として計画相談を利用する障害者のコーディネートは行わないこととするが、緊急時又は求めがあった場合等は、可能な限り関与する。 |

(2) 業務実施時の調整事項

| 項目 | 調整事項（及び 対応の考え方） |
|------|---|
| 相談受付 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点相談（8050 問題等）以外の相談も対象とする 市委託相談で受け付ける相談と同様に、障害者に係る相談全般について、傾聴、助言するものとする。ただし、明確にサービス利用に関する相談である等の場合は、迅速に計画相談事業所へ引き継ぐ。 基本的には<u>計画相談利用中の世帯は対象外</u>とするが、考え方として「全てのリスク世帯を<u>計画相談の有無に関わらず</u>把握（リスク世帯リストへ登録）し、計画相談引き渡し後も一定の関与を継続することを理想の姿とする。 ・ 市委託相談、他サービス事業所等で把握したリスク世帯の拠点相談への情報集約の仕組みを構築する 相談支援会議において全事業所に周知し、他サービス事業所を含めた情報提供ルールを徹底させることとする。 相談支援事業所及びサービス事業所は、把握した世帯情報を相談者に了解の上、拠点相談事業所に提供する。 ・ 世帯情報の「他事業所との共有」及び「アウトリーチ」についての、相談者への説明及び了承 相談受付時に、相談者へ説明し口頭又は書面による了承を得た上で各種対応を行う。 →電話受付により対応するケースも多く想定されるため、書面の求めは柔軟に対応する。 |

| | |
|----------------|---|
| <p>アウトリーチ</p> | <p>・ リスク世帯リスト（仮称）の作成（把握）基準 ①典型的な8050世帯は勿論、これ以外であっても、将来のリスク顕在化に対応するための準備等の支援が必要な世帯。 ②親も子も障害者などの世帯員全員が障害者、ネグレクトや経済的虐待の疑い等の生活上の課題で一定の把握が継続的に必要な世帯。 ・ ①②等の「将来に備えた準備」「継続的な見守りを要す」世帯をリスト化の対象とする。 →「将来」及び「継続的」の要件に該当すれば、リスト化へ。 ・ 市委託相談の相談案件は、相談内容や事業所の事情等によりスポット的な対応に留まってしまう場合もある。これを補うものとして、将来に亘り世帯をフォローしていくことを目指す。 →「<u>困ったら、また相談して下さい</u>」ではなく、基本的考え方として、計画相談、市委託相談の対応の如何を問わず、リスク世帯を全件リスト化して把握しフォローしていくものとする。 ・ リスクの程度の判断やフォローの必要性の明確な基準の設定は困難であるため、拠点運用開始の初期段階では、全件をリスト化してフォローしていくこととする。</p> <p>・ リスク世帯への接触頻度、手段及び支援の基本的考え方 接触頻度等は「原則として、<u>2～3ヶ月（今後、調整）に1回の世帯への訪問</u>」により行う。 →上記は原則であり、リスクの状況等により、世帯毎に頻度や対応は異なる。 ・ 相談者から「過度の関与は必要ない」との意思が示された場合は、その意思は最大限尊重されなければならない。また、アウトリーチの実施において、行き過ぎた対応は望ましいことではない。 しかし、相手方が障害者であることを考慮すると、拠点相談による一定程度の関与には合理性があるため、真に望ましい支援等が実現できる程度にはフォローするものとする。</p> |
| <p>コーディネート</p> | <p>・ 拠点サービスの利用勧奨 世帯の希望や状況に応じて、「緊急時の受入」の利用に関する説明や緊急時の受入や地域移行を見据えた、「体験の機会」の利用について、リスク世帯リストに基づき、平常時からきめ細かく対応手段等を検討し、利用のコーディネートを行う。</p> <p>・ サービス事業所等との連携体制の構築 相談支援事業所とリスク世帯に関する情報提供を通じて連携を密にするとともに、サービス利用が必要であれば、円滑に引き継ぐ。 サービス事業所、行政機関、医療機関等とは通常時から情報共有等の関係性強化に努め、緊急時対応や事前の体験利用等が円滑に進むよう、連携体制を構築する。</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>その他</p> | <p>●休日・夜間の緊急事態発生時の受付及び対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点・相談は、専用携帯電話により24時間・365日、市他の行政機関、サービス事業所等からの連絡への対応が可能な体制を確保する。 ・専用携帯電話は一般公開せず、利用者にも原則公開しない。 <p>あくまで、関係機関等からの連絡手段と位置付ける。</p> <p>→市守衛室、関係機関、拠点登録事業所、及び必要と認めた機関以外には積極的に周知しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態発生 of 通報等を受けた場合は、市障害者支援課へ直ちに報告し、双方が協議の上、対応する <p>(事例) 27時に市守衛室経由で緊急事態発生 of 通報を、拠点相談が受けた場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①通報内容が、緊急対応を要する内容であるかを判断 ②「緊急性あり」と判断した場合、直ちに、市障害者支援課職員へTELし、協議の上で対応を調整する。 ③「市への通報を要しない」又は「翌日以降 of 対応で、大きな影響は無い」と判断した場合は、翌日速やかに、市及び関係機関等への連絡、調整に着手する。 ④判断に迷う内容であれば、無条件に市障害者支援課へ連絡する。 <p>→原則として、拠点相談及び拠点登録事業所は、緊急事態 of 解決・解消に向けて、休日・夜間であっても対応する。</p> <p>・拠点事業所、その他サービス事業所への事業周知</p> <p>拠点事業については、各事業所においてもその実施内容 of 周知が充分でないことから、各事業所へ運用開始前に市HP等 of 周知を図るとともに、各種会議等 of 機会を捉え、事業内容 of 浸透を図る必要がある。</p> <p>また、拠点事業所については、直接拠点業務に携わることから、「拠点事業所説明会」 of 開催により周知を図る。</p> <p>・拠点相談 of 事業所（事務所） of ネーミングについて</p> <p>拠点相談は基幹相談支援センター内に設置されることを予定しており、既存相談支援事業所 of 事業所名と混同する懸念があるため、<u>拠点相談に特定 of 事業所名は設定しない。</u></p> <p>→拠点全体 of 名称についても、面的整備（拠点登録した各事業所が全体で拠点を構成）であることを考慮し、特定 of 名称を設けないこととする。</p> <p>・地域連携体制 of 構築 of 具体的取り組み</p> <p>拠点相談は、関係機関との連携が非常に重要な要素となり、この拠点相談を基軸として地域連携体制 of 充実を図る必要があるため、拠点相談発 of 説明会等 of 開催等を通じた、体制構築を図ることを取り組む業務とする。</p> |
|------------|--|

(3) 「緊急時の受入」及び「体験の機会」業務実施内容（案）及び調整事項

| 項目 | 実施内容 |
|--------|---|
| 緊急時の受入 | <p><基本業務> ・<u>宿泊を伴う緊急入所の受入。(日帰り入所も受け入れ可)</u> →施設入所、短期入所サービスに準じる。</p> <p><利用対象者> ・<u>原則として、短期入所サービスの支給決定のない障害者。</u> ただし、緊急事態の状況等によっては支給決定のある者の利用を妨げない。</p> <p><利用要件> ・<u>養護者に事件、事故、急病等が生じ、障害者の単身での生活維持が困難となった時又は同様の状況が見込まれる時。</u> →原則は上記のとおりとするが、<u>緊急事態の定義は広義に解釈</u>されるものとする。ただし、障害福祉サービス利用が望ましい場合はその限りではなく、コーディネーターは必要な調整を図るものとする。</p> <p>(例)「養護者の予定された短期の入院」等、事態発生による障害者の生活維持困難が予見されるのであれば、利用を認める。</p> <p><実施方式、費用負担> ・<u>市と各事業所が委託契約を締結し、「6,500円/日」</u>を市が事業所に負担する。 ・<u>利用者は、原則として利用事業所に6,500円の1割を負担する(調整中)。</u> →市要綱に申請、決定、請求、負担等を規定する。 ・<u>食事代、雑費等は自己負担</u>とし、利用者と事業所とのやり取りに委ねるものとする。 ・<u>利用期間は、最長1週間程度。</u></p> <p><その他> ・<u>市は空床確保を求めない。</u>ただし、拠点登録事業所は、利用者の状況、拠点設置の意義を踏まえ、<u>受入について可能な限り協力するものとする。</u></p> |

| | |
|-------|---|
| 体験の機会 | <p><基本業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的に、拠点緊急時受入、施設入所（短期入所含む）、グループホームの利用を検討している障害者、及び精神科病院に入院中の地域移行を調整中の者に、体験の機会を提供する。 →施設入所、短期入所、共同生活援助サービスに準じる。 <p><利用対象者></p> <p>①原則として、サービス支給決定のない障害者であって、将来的に、拠点緊急時受入、施設入所（短期入所含む）、グループホームの利用を検討している障害者。</p> <p>②精神科病院に入院中で、地域移行を調整中の者</p> <p>①又は②に該当する者の内、<u>コーディネーターが認めた者</u>。</p> <p><利用要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、拠点相談の「リスク世帯リスト」で把握した利用者に対し、拠点コーディネーターが必要や求めに応じて調整を図り、真に必要な者のみが利用する。 →ただし、体験の機会が必要な者であって、障害福祉サービス受給者でその機会を得ることが難しい場合は、拠点での体験利用を妨げない。 <p><実施方式、費用負担></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市と各事業所が委託契約を締結し、「6,500円/日」を市が事業所に負担する。 ・利用者は、原則として利用事業所に6,500円の1割を負担する（調整中）。 →市要綱に申請、決定、請求、負担等を規定する。 ・食事代、雑費等は自己負担とし、当該事業所の定めによる。 ・利用期間は、<u>最長1週間程度</u>。 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点登録事業所は、利用者の事情、拠点設置の意義を踏まえ、受入について可能な限り協力するものとする。 ・就労系事業所の体験は、機能充実当初は対象外とする。 |
|-------|---|

3 その他

①事業所説明会の開催

・施設入所事業所、共同生活援助及び相談支援事業所に対し説明会を開催し、「拠点事業所登録」、「拠点相談（コーディネーター）の位置づけ」「拠点利用の流れ」等を把握していただく。

→施設入所等事業所の説明会は、令和8年3月開催を予定。

→相談支援事業所への説明会は、令和8年4月の相談支援会議を予定。

②市民及び関係機関等への周知

・市広報、市ホームページによる周知の他、パンフレット、チラシ等の作成により広く市民へ周知を図る。

・障害者団体、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、医療機関等に対し、拠点についての周知を図る。

以上

令和7年度 障害者の福祉を考える集い 開催報告

○ 開催日：令和7年12月7日(日) 13:30～15:00

○ 会場：新南陽ふれあいセンター(周南市福川南町2-1)

○ 主催：周南市、周南市地域自立支援協議会

後援：周南市社会福祉協議会

○ 開催の目的： 「障害のある人もない人も、お互いのことを大切にし、助け合い支え合う、人にやさしい、人がやさしいまちづくり」(周南市障害者計画の基本目標)の普及、啓発のため。

地域で生活している障害者の方々の活動発表、作品展示等を通じ、障害のある人の表現の機会を提供し、障害のない人との相互理解の機会を創出することで、地域共生社会の実現を目指す。

○ 来場者数：107人

○ 内容：

・武居さんの受賞披露



「第45回全国障害者技能競技大会」通称「アビリンピック2025」の「ワード・プロセッサー競技」に出場した武居 隼矢さんの紹介。

山口県大会で金賞を受賞した時の気持ちや全国大会に出場したことについてお聞きした。

・土屋 幸己先生による講演



一般社団法人 コミュニティーネット ハピネス代表理事の土屋先生による「地域共生社会 ～つながり、支え合うってどんなこと?～」と題した講演。

”様々な心身の障害を理解するための説明。理解した上で、必要な配慮や社会の仕組みを考えていくことが地域共生社会の構築に繋がる”という内容。

・パネルディスカッション



土屋先生の講演内容を踏まえて、「地域共生社会を実現するために ～それぞれの視点から～」として、パネルディスカッションをした。

ファシリテーターは周南公立大学の守本教授。土屋先生や障害当事者、地域住民等にパネラーとして登壇してもらい、意見を交わした。

・授産品販売



各施設で働かれている方々の励みになるとともに、工賃の向上や普及・啓発のため、市内障害者施設の授産品等の展示販売を行った。

【出店事業所】

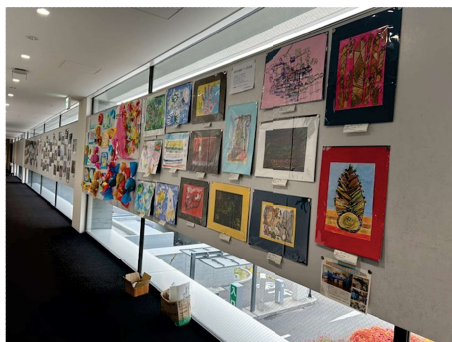
- ・周南あけぼの園
- ・セルフ周陽
- ・なべづる園
- ・夢ワークあけぼの

・総合支援学校の作品展示



周南総合支援学校と徳山総合支援学校に依頼をして、児童・生徒の作品を展示した。

・障害者週間 アート作品展(シビック交流センター)



当日会場で展示した総合支援学校の児童・生徒の作品を、より多くの方々に観覧してもらうため、シビック交流センターに展示した。

【展示期間】

12月8日(月)
～12月25日(木)

◎「第 8 期周南市障害福祉計画」及び「第 4 期周南市障害児福祉計画」の策定について

1. 計画策定の目的

障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定する計画であり、国の基本指針に基づき、障害のある方又は障害のある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図ることを目的とする。

2. 計画期間

令和 9（2027）年度～令和 11（2029）年度

3. 計画策定スケジュール（予定）

| 時期 | 内容 |
|-------------------|---|
| 令和 8 年度（～夏頃まで） | サービス提供事業者へのアンケート調査等の実施 現行計画の評価・分析 |
| 令和 8 年度（夏頃） | 計画素案の作成 <u>周南市地域自立支援協議会（定例協議会）での協議</u> 国の基本指針（成果目標）の確認 |
| 令和 8 年度（～秋・冬頃） | 計画案の作成 <u>周南市地域自立支援協議会（定例協議会）での協議</u> 計画案の決定 パブリックコメント（住民意見の募集）の実施 |
| 令和 8 年度（2 月～3 月頃） | <u>周南市地域自立支援協議会（定例協議会）での協議</u> 計画の最終決定・策定 |
| 令和 9 年度 | 計画開始（4 月 1 日～） |

4.（参考）提供サービスの一覧

◎ 障害福祉サービス等

| 種別 | 区分 |
|---------|------------------------|
| 訪問系サービス | 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 |

| | |
|------------|---|
| 日中活動系サービス | 生活介護 自立訓練（機能訓練・生活介護） 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援 療養介護 短期入所（福祉型・医療型） |
| 居宅系サービス | 共同生活援助（グループホーム） 施設入所支援 自立生活援助 |
| 指定相談支援サービス | 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 |

◎ 障害児通所支援等

| 種別 | 区分 |
|---------|--|
| 障害児通所支援 | 児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 医療型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 |
| 障害児相談支援 | 障害児相談支援 |

◎ 地域生活支援事業

| 種別 | 区分 |
|----------|--|
| 地域生活支援事業 | 理解促進・研修啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 手話奉仕員養成研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター事業 訪問入浴サービス 生活訓練等 日中一時支援 ほか |

改正

平成20年6月1日

平成20年8月6日

平成25年3月29日

平成29年4月1日要綱第50号の4

周南市地域自立支援協議会要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に規定する事業（次条第1号において「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議と障害福祉の計画の策定及び進行管理について広く市民の意見を反映するため、周南市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立性・公平性を確保するための運営評価等に関する事項
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関する事項
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 障害福祉の計画に関する事項
- (6) 障害を理由とする差別の解消に向けた協議に関する事項
- (7) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、おおむね委員15人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる関係団体等から推薦された者で構成する。

- (1) 障害者団体
- (2) ボランティア団体
- (3) 保健・医療・福祉団体

- (4) 行政機関
- (5) 学識経験者
- (6) 公募委員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 専門の事項を審議するため、協議会に部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、福祉事務所障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年5月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(任期の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、最初に委員となる者の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成20年6月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

(周南市障害者福祉計画策定協議会要綱等の廃止)

2 周南市障害者福祉計画策定協議会要綱(平成16年9月1日制定)、周南市障害者福祉計画策定庁内委員会要綱(平成16年9月1日制定)及び周南市障害福祉計画策定委員会設置要綱(平成18

年4月1日制定)は、廃止する。

附 則 (平成20年8月6日)

この要綱は、平成20年8月10日から施行する。

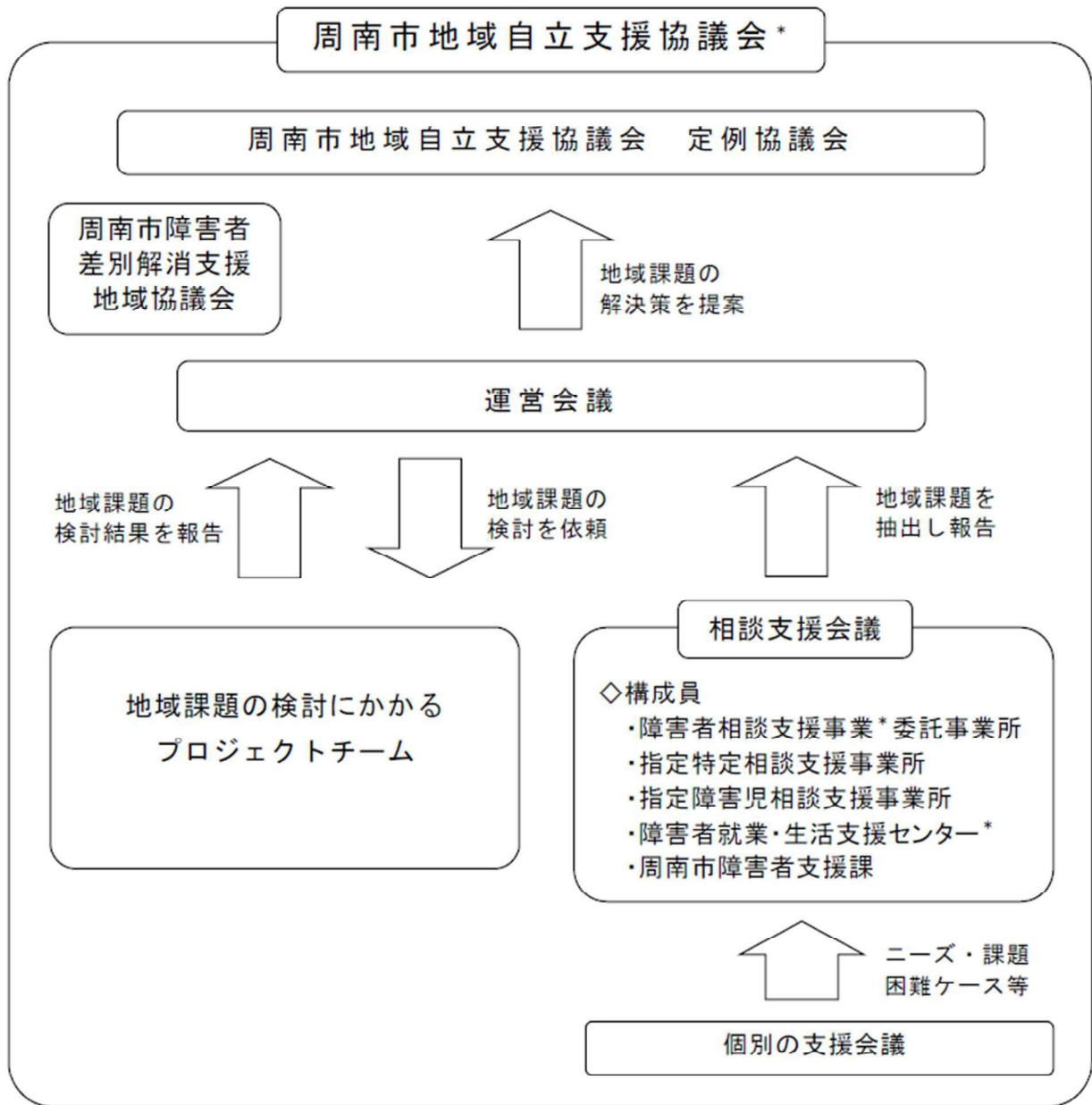
附 則 (平成25年3月29日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日要綱第50号の4)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

《 周南市地域自立支援協議会*の組織図 》



周南市地域自立支援協議会 委員名簿（任期：令和5年6月1日～令和8年5月31日）

令和7年12月22日現在

| | 所 属 等 | 氏 名 | 市要綱 第3条等の区分 |
|----|----------------------------------|--------|----------------|
| 1 | 周南市身体障害者団体連合会 会長 | 徳毛 裕之 | 障害者団体 |
| 2 | 周南市手をつなぐ育成会 会長 | 末廣 睦子 | 障害者団体 |
| 3 | 周南さわやか家族会 会長 | 板村 七重 | 障害者団体 |
| 4 | 一般社団法人 徳山医師会 副会長 | 高木 昭 | 医療団体 |
| 5 | 一般社団法人 山口県社会福祉士会 | 岡崎 裕美 | 福祉団体 |
| 6 | 周南市障害者施設共同受注センター協議会 | 中村 忠俊 | 福祉団体 |
| 7 | 周南市民生委員児童委員協議会 理事 | 藤本 剛 | 福祉団体 |
| 8 | 周南市社会福祉協議会 本部業務課(ボランティア担当) | 吉河 明日香 | ボランティア団体 |
| 9 | 徳山公共職業安定所 業務部長 | 神徳 宣彦 | 行政機関 |
| 10 | 山口県立 徳山総合支援学校 校長 | 辻 慶一郎 | 学識経験者 |
| 11 | 山口県立 周南総合支援学校 校長 | 古川 智也 | 学識経験者 |
| 12 | 公立大学法人 周南公立大学 人間健康科学部 福祉学科 教授 | 守本 友美 | 学識経験者 |
| 13 | 公募委員 | 信吉 重治 | 公募委員 |
| 14 | 公募委員 | 高橋 武人 | 公募委員 |
| 15 | 公募委員 | 仲西 徹 | 公募委員 |